

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																																								
<p>VI-2-①-2</p>	<p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="315 304 815 416"> <tr> <td rowspan="2">工種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">荷 卸 し</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">小 運 搬</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">加 工</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">小 運 搬</td> <td rowspan="2">→</td> <td rowspan="2">組 立</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スベーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスベーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスベーサーの材料費を含まない。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスベーサーの計上区分は次表による。</p> <table border="1" data-bbox="367 571 913 659"> <caption>表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th> <th>左記以外を使用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補強材(補強リング)</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費・加工費を別途計上</td> </tr> <tr> <td>スベーサ</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費を別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. ※については、S8400により考慮されるため、(注)1.で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="315 810 994 898"> <caption>表2.2 規格・仕様区分</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物の鉄筋の加工・組立</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. クレーン使用を標準とする。</p> <p>2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスベーサの重量は含まない。ただし、補強材及びスベーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスベーサの重量を加算する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-①-2</p>	工種	市場単価			荷 卸 し	→	小 運 搬	→	加 工	→	小 運 搬	→	組 立	機	労	材	鉄筋工	○	○	×										区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スベーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1211 810 1890 898"> <caption>表2.2 規格・仕様区分</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物の鉄筋の加工・組立</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. クレーン使用を標準とする。</p> <p>2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削孔内以外において組立てる場合に適用し、掘削孔内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスベーサの重量は含まない。ただし、補強材及びスベーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスベーサの重量を加算する。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-①-2</p>	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	<p style="text-align: center;">記載の変更</p>
工種	市場単価			荷 卸 し	→										小 運 搬	→	加 工	→	小 運 搬	→	組 立																																						
	機	労	材																																																								
鉄筋工	○	○	×																																																								
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																																																									
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																																																									
スベーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上																																																									
規格・仕様	適用基準	単位																																																									
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																																																									
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																																																									
規格・仕様	適用基準	単位																																																									
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																																																									
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																																																									

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																																																																										
VI-2-①-4	<p>2-3 加算率、補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" data-bbox="297 300 987 437"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加 算 率</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数1 (必要条件を選択)</p> <table border="1" data-bbox="297 480 987 799"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">補 正 係 数 1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トンネル内作業 法面作業</td> <td>トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">太 径 鉄 筋</td> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" data-bbox="297 842 987 1038"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補 正 係 数 2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H₁)×(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C場所打 ホロースラブ橋</td> <td>R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 太径鉄筋 (D38以上D51以下) の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。</p> $\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$ <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算率の数値</p> <table border="1" data-bbox="297 1217 987 1302"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th colspan="2">1 工 事 当 り の 全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加 算 率</td> <td>施工規模 S₀</td> <td>10 t 以上</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>施工規模 S₁</td> <td>10 t 未満</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加 算 率	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量	補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量	トンネル内作業 法面作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量	勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量	補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)×(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	R C場所打 ホロースラブ橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量		加 算 率	施工規模 S ₀	10 t 以上	0%	施工規模 S ₁	10 t 未満	15%	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" data-bbox="1189 842 1883 1038"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">補 正 係 数 2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H₁)×(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C場所打 ホロースラブ橋</td> <td>R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 太径鉄筋 (D38以上D51以下) の割合が10%以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が10%未満の場合は、係数の補正は行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。</p> $\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$ <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)×(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	R C場所打 ホロースラブ橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量	<p style="text-align: center;">記載の変更</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																										
加 算 率	標準	S ₀	全体数量																																																																																										
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1 工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量																																																																																										
補 正 係 数 1	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量																																																																																									
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	対象数量																																																																																									
	トンネル内作業 法面作業	トンネル内の鉄筋組立作業を伴う場合、単価を係数で補正する。	K ₃	対象数量																																																																																									
		勾配が1:1.5より急勾配の場合、単価を係数で補正する。	K ₄	対象数量																																																																																									
	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量																																																																																									
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量																																																																																									
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量																																																																																									
補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)×(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																																																									
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																																																									
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																																																									
	R C場所打 ホロースラブ橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量																																																																																									
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																																																									
区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量																																																																																											
加 算 率	施工規模 S ₀	10 t 以上	0%																																																																																										
	施工規模 S ₁	10 t 未満	15%																																																																																										
補 正 係 数 2	切梁のある構造物	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)×(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																																																									
	地下構造物	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																																																									
	橋梁用床版	鋼橋用及びコンクリート橋(P Cコンボ橋、P C合成桁橋)用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																																																									
	R C場所打 ホロースラブ橋	R C場所打ホロースラブ橋の場合、単価を係数で補正する。	T ₄	対象数量																																																																																									
	差筋及び杭頭処理	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																																																									

令和4年度 土木工事標準積算基準書 現行改定対照表

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考
VI-2-①-7	<p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30 t吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。</p> <p>(12) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(13) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-①-7</p>	<p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p style="font-size: 1.5em;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">VI-2-①-7</p>	記載の変更

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																
VI-2-③-1	<p>③ 防護柵設置工</p> <table border="1" data-bbox="667 244 987 276"> <tr> <td>S 8 4 0 5</td> <td>S 8 4 0 6</td> <td>S 8 4 0 8</td> </tr> </table> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <table border="1" data-bbox="667 284 880 323"> <tr> <td>S 8 4 1 0</td> <td>S 8 4 1 1</td> </tr> </table> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 新設・更新、撤去工事。 部材設置、部材撤去。 <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 橋梁建込の場合。 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 特別調査等別途考慮するもの。 <ol style="list-style-type: none"> ベースプレート式の設置の場合。 2-2市場単価の規格・仕様(表2、1~2、8)以外の製品の場合。 S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <p>1) 土中建込</p> <table border="1" data-bbox="360 802 548 938"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土中建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2) コンクリート建込</p> <table border="1" data-bbox="360 1114 548 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p>	S 8 4 0 5	S 8 4 0 6	S 8 4 0 8	S 8 4 1 0	S 8 4 1 1	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	<p>③ 防護柵設置工</p> <table border="1" data-bbox="1559 244 1879 276"> <tr> <td>S 8 4 0 5</td> <td>S 8 4 0 6</td> <td>S 8 4 0 8</td> </tr> </table> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <table border="1" data-bbox="1559 284 1771 323"> <tr> <td>S 8 4 1 0</td> <td>S 8 4 1 1</td> </tr> </table> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 新設・更新、撤去工事。 部材設置、部材撤去。 <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 橋梁建込の場合。 見積等により別途積算するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 事故後の復旧工事(撤去)。 特別調査等別途考慮するもの。 <ol style="list-style-type: none"> ベースプレート式ガードレールの場合。 2-2市場単価の規格・仕様(表2、1~2、8)以外の製品の場合。 S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 	S 8 4 0 5	S 8 4 0 6	S 8 4 0 8	S 8 4 1 0	S 8 4 1 1	記載の修正
S 8 4 0 5	S 8 4 0 6	S 8 4 0 8																																	
S 8 4 1 0	S 8 4 1 1																																		
工 種	市場単価																																		
	機	労	材																																
土中建込	○	○	○																																
工 種	市場単価																																		
	機	労	材																																
コンクリート建込	○	○	○																																
S 8 4 0 5	S 8 4 0 6	S 8 4 0 8																																	
S 8 4 1 0	S 8 4 1 1																																		
	VI-2-③-1	現行どおり	VI-2-③-1																																

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																																																																
<p>VI-2-③-2</p>	<p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1" data-bbox="338 280 528 416"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> </tr> </table> <p>現場内小運搬 → レール等設置</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用出来る。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用出来る。 3. ※については、S8410で実数入力すること。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="338 552 528 687"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>レール撤去 → 支柱等撤去 (必要な工事を含む) → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="338 775 528 911"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>レール撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工(ガードレール)の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 土中建込</p> <table border="1" data-bbox="394 1086 763 1318"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">土中建込</td> <td rowspan="4">塗装品</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-C-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">メッキ品</td> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table>	工種	市場単価			機	労	材	レール設置	○	○	※×	工種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	/	区分	規格・仕様	単位	土中建込	塗装品	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-C-4E	m	Gr-Am-4E	m	メッキ品	Gr-Bm-4E	m	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-Am-4E	m		Gr-Bm-4E	m	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" data-bbox="1245 560 1435 695"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>レール等撤去 → 支柱等撤去 (必要な工事を含む) → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" data-bbox="1245 783 1435 919"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>レール等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	工種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工種	市場単価			機	労	材	レール撤去	○	○	/	<p style="text-align: center;">記載の修正</p>
工種	市場単価																																																																																		
	機	労	材																																																																																
レール設置	○	○	※×																																																																																
工種	市場単価																																																																																		
	機	労	材																																																																																
防護柵撤去	○	○	/																																																																																
工種	市場単価																																																																																		
	機	労	材																																																																																
レール撤去	○	○	/																																																																																
区分	規格・仕様	単位																																																																																	
土中建込	塗装品	Gr-A-4E	m																																																																																
		Gr-B-4E	m																																																																																
		Gr-C-4E	m																																																																																
		Gr-Am-4E	m																																																																																
	メッキ品	Gr-Bm-4E	m																																																																																
		Gr-A-4E	m																																																																																
		Gr-B-4E	m																																																																																
		Gr-Am-4E	m																																																																																
	Gr-Bm-4E	m																																																																																	
工種	市場単価																																																																																		
	機	労	材																																																																																
防護柵撤去	○	○	/																																																																																
工種	市場単価																																																																																		
	機	労	材																																																																																
レール撤去	○	○	/																																																																																

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																	
VI-2-③-16	<p>③-2 防護柵設置工 (ガードパイプ) S 8 4 2 1 ~ S 8 4 2 4</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(歩車道境界用ガードパイプ)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(撤去・設置)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様(表2. 1~2. 5)以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合(G p-A-3 E 4, G p-A-3 E V等)。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖ビーム(張出し幅300mm・500mmのE型袖など)の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <table border="1" data-bbox="302 742 492 869"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンプアスファルト、砂(労務費・材料費))が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="302 949 492 1077"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンプアスファルト、砂(労務費・材料費))を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" data-bbox="302 1181 492 1308"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table>  <p>(注) ※については、S 8 4 2 3で実数入力すること。</p>	工種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	パイプ設置	○	○	×※	<p>③-2 防護柵設置工 (ガードパイプ) S 8 4 2 1 ~ S 8 4 2 4</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(歩車道境界用ガードパイプ)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 見積り等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(撤去)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様(表2. 1~2. 5)以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合(G p-A-3 E 4, G p-A-3 E V等)。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖ビーム(張出し幅300mm・500mmのE型袖など)の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">} 現行どおり</p>	記載の変更
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
土中建込	○	○	○																																	
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
コンクリート建込	○	○	○																																	
工種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
パイプ設置	○	○	×※																																	

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																						
VI-2-③-24	<p>③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵） S 8 4 0 2 S 8 4 0 3</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵（横断・転落防止柵）設置</p> <table border="1" data-bbox="324 726 548 861"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。 3. ※については、S 8 4 0 2で防護柵単価を実数入力すること。</p> <table border="1" data-bbox="324 1005 548 1141"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>プレキャストコンクリートブロック建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材（労務費・材料費）を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。 3. ※については、S 8 4 0 2で防護柵単価を実数入力すること。</p>	工種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	×※	工種	市場単価			機	労	材	プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×※	<p>③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵） S 8 4 0 2 S 8 4 0 3</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 見積り等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>現行どおり</p> </div>	記載の修正
工種	市場単価																								
	機	労	材																						
土中建込	○	○	×※																						
工種	市場単価																								
	機	労	材																						
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×※																						

掲載頁	現行基準(令和4年10月1日)	改定(令和5年8月1日)	備考																																																			
VI-2-③-32	<p style="text-align: center;">S 8 5 3 8 ~ S 8 5 4 2</p> <p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付き)で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪(せり出し)防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="324 758 806 893"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工(中間及び端未)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 索端金具・Uボルトの材料及び設置費を含む。</p> <table border="1" data-bbox="324 981 806 1117"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。</p> <table border="1" data-bbox="324 1204 806 1340"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工(上弦材付き)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p>	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	支柱設置工(中間及び端未)	○	○	○				工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)	○	○	○				工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工(上弦材付き)	○	○	○				<p style="text-align: center;">S 8 5 3 8 ~ S 8 5 4 2</p> <p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。 (2) 落石対策便覧(平成12年度版)に対応した製品を採用する場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付き)で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪(せり出し)防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 (2) 落石対策便覧(平成29年度版)に対応した製品を採用する場合。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>記載の変更</p>
工種	市場単価			機	労				材																																													
	機	労	材																																																			
支柱設置工(中間及び端未)	○	○	○																																																			
工種	市場単価			機	労	材																																																
	機	労	材																																																			
ロープ・金網設置工(間隔保持材付き)	○	○	○																																																			
工種	市場単価			機	労	材																																																
	機	労	材																																																			
ロープ・金網設置工(上弦材付き)	○	○	○																																																			